

発言表

国土交通委員会

白石洋一君（立憲）

中野ひろみち洋昌

国土交通大臣

政府参考人

国土交通省

稲田雅裕港湾局長

水産庁

河かわ南みなみ健けん漁政部長

資源エネルギー庁

山田仁長官官房
資源エネルギー政策統括調整官

【1】GX法で港湾事業者の労働者の「公正な移行」を求める中で、直接悪影響を受ける労働者の組合を含めた関係者の協議の場についてフォローアップ

令和七年四月四日

【衆議院】国土交通委員会議事速報（未定稿）

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○井上委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立憲の白石洋一です。

港湾法の質疑の前に、私が昨年三月、国交委員会において、GX法、カーボンニュートラル法の、港湾事業者の労働者の公正な移行を求める中で、直接悪影響を受けるのは労働者の方々ですから、その代表者を関係者の協議の場に招くべきではないかという質問に対して、国交省、国交大臣からは、対応について検討してまいりたい、そしてエネ庁からも、関係省庁として連携して対応してまいりたいという答弁でした。

やはりこういう時代の流れで物事が変わっていく、それはやむを得ない、むしろやらなければならぬ。しかし、そこで悪影響を受けるところの話をちゃんと聞きながら進めるということは非常に大事なことであると思うんですけれども、その後、進展状況はどうなっているでしょうか。これはエネ庁さんにお願います。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

火力発電は、電力供給を支える重要な電源であ

るとともに、地元雇用や地域経済に貢献している中で、休廃止による影響を懸念する声があることは承知をいたしております。そうした中で、関係者がしつかりとコミュニケーションを重ねていくことは重要だと考えております。

石炭火力発電所の休廃止に伴う港湾運送事業及び港湾労働者への影響に対する対策につきまして、昨年九月に国土交通省が設置した、関係省庁、港湾労使、発電事業関係団体も参加する連絡対策会議に、資源エネルギー庁も参画し、関係者で対応策の検討を開始しております。

また、資源エネルギー庁としても、港湾労働組合との意見交換を継続的に実施するとともに、発電事業者に対しては、発電所の休廃止等に際し、地域の関係者へ丁寧な説明を行うように伝えているところでございます。

引き続き、関係者の声もお伺いしつつ、港湾運送事業を所管する国土交通省を始め、関係省庁とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○白石委員 九月に港湾労働者も含めた連絡対策会議というのを立ち上げたということで、それは評価したいと思います。これまで何回開かれて、次はいつ開かれるのでしょうか。エネ庁さん、お願いします。

○山田政府参考人 お答えを申し上げます。

会議は国土交通省が開催をしておりますものですが、ちょっと、私の知っているということで申し上げますと、昨年九月に第一回目の会合を開催しております、本年一月に第二回目の会合を開催したというところでございます。

今後につきましては、今年度開催すると考えておりますけれども、詳細はちょっと、日程につきましては、私の方は資源エネルギー庁でございますので、国土交通省の方が開催する時期を決められるというふうに考えております。

○白石委員 では、国交省、お願いします。

○稲田政府参考人 昨年の九月に第一回を開催し、今年の一月に第二回目の会議を開催いたしました。第三回目の会議をこの六月頃を目途に開催したいと考えてございます。

○白石委員 是非定期的に開いていただきたい。推進力は、GX法の所管はエネ庁ですから、エネ庁さんが責任を持って、そして事務局は国交省と聞いています。港湾労働者を所管しているということもありますので、これは定期的に。

ただ、全国レベルなわけですね。この石炭火力の休廃止、フェードアウトというのは、地方によって、地域地域によって事情が違うわけですから、そこから、こういった連絡会議というのは地方でも開いて、その事情に合わせたフェードアウトの在り方というのを港湾労働者の話を聞きながら進めていく。その中には補償、補償が駄目だったら代替案、こういったことも案として出てくるんだと思います。これがあるべき姿だと思っております。けれども、中野国交大臣、今後の労働者を含めた地方での意見聴取について所見をお願いします。

○中野国務大臣 国土交通省としても、労働者への影響を含めまして、委員も御指摘のとおり、個別の港湾ごとの状況を確認をするということ是非常に重要であるというふうに私どもも考えてお

【2】 港湾法案：1)協働防護計画における作業員の安全確保の位置付けは？

ります。

昨年、国土交通委員会における委員からの御質問の後、国土交通省では、各港湾における石炭荷役への影響調査というのも実施をしたところであります。

今までお話ありました、昨年の九月に設置しました石炭火力発電所の休廃止等に伴う港湾運送への影響に係る連絡対策会議におきましては、この調査の結果も踏まえつつ、港湾労働組合からも各港湾の事情を御報告をいただいております。その上で、関係者と議論を行っているところでもございます。また、この会議とは別に、国土交通省では、大きな影響を受けている港湾運送事業者から個別にヒアリングも行っているところであります。そういう意味では、引き続き、個別の港湾ごとの事情をしつかりと踏まえながら、この連絡対策会議の場において、必要な対応策等について、関係者とともにしつかり議論をしてまいりたいというふうには考えております。

○白石委員 お願いします。

それでは、港湾法案についての質問ですけれども、港湾法案についても、協働防護計画というのがある、協働防護計画を策定する上で協議会というのが想定されているわけですね。

協働防護というのは、この法案では高潮、高波に備えるということですから、当然津波というのもあり得ると思うんですね。私ども、西日本を中心として南海トラフ大地震があつて、そういった大変大きな津波が押し寄せてくる、それで最小限の被害にする、こういったことも協働防

護計画というのは視野に入れているんだと思います。

その中で、危険な作業、例えばコンテナのロープでの縛りつけであるとか、水門を閉めるのであるとか、こういったことをやらないといけない。当然、それを実際にやる港湾労働者、主に荷役を担っている方々も含めて作業してもらわないといけない。当然、安全性というのもちろんと見ていないといけないと思うんですけれども、この協働防護計画において、労働者、実際にそれを行う労働者の安全性について、ちゃんと指針というのは設けられる、高い水準のものがあるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○稲田政府参考人 協働防護に関しましては、気候変動に伴う海水位の上昇に護岸のかさ上げなんかのハード対策で対応する取組だけではなくて、ソフト面の対策も適切に組み合わせて、関係者が連携して推進をしていきたいというふうに考えてございます。

護岸のかさ上げといったハードの対策が完了すれば、要は高波、高潮が来ないので、作業をされる方々の安全は守られるというふうに思っておりますけれども、直ちにハード対策ができ上がるわけじゃないので、その間、完成するまでの間は、やはりリスクが高いというふうに思っております。したがって、作業員の安全確保は大変重要な観点だというふうに認識しておりますので、協働防護計画に盛り込まれることが想定されると思います。気候変動によって外力が従前から増えていますので、協働防護計画に基づく取組を進めることで

2)【港湾防護協議会】には、作業員（労働者）の代表者も加わるべき

作業員の安全確保に関しましては、今現状よりも更に一ランクアップするような、そういう形になるのではないかと考えています。

○白石委員 そういう、一段と高い安全性を確保するようなものになるのではないかと考えています、こういう言い方じゃなくて、それはやはり国交省として、指針として示さないといけないんじゃないでしょうか。

○稲田政府参考人 要は、協議会の在り方についての御質問かと思えます。

港湾労働者の方、港湾運送事業者、船会社、立地企業、様々な関係者が関係する協議会ということとでございます。関係者の声を丁寧に伺うことが大事だと思っておりますので、今後、協働防護計画作成ガイドラインというのを作る予定でありますので、その中で、港湾管理者が判断するメンバーについてそういう点もしつかり配慮するということというように周知してまいりたいと思っております。

○白石委員 ガイドラインがあつて、そこで高い安全水準を確保するようにするというところでございますけれども、そういう確認でいいですね。

それで、この協働防護協議会に、一番命が懸かっている作業員の代表者、労働者の代表者も加えるべきだと思うんですね。これは、法文上、確認したところ、そういったことを排除しない、そういった可能性も含めるというふうには読めるんですけれども、明文上それがありません。

これは、中野大臣、やはり例示規定の中で作業員の代表者も協働防護協議会に含めて、そして計

画で作業内容と安全性の確保についてちゃんと明文化されるような、そういった後押しをすべきだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○中野国務大臣 協働防護協議会の御質問であります。

その構成員については、委員も御指摘ありましたとおり、港湾管理者が必要と認める者として、港湾労働者の代表を含めることもこれは当然可能となっております。

港湾では、港湾労働者のみならず、港湾運送事業者、船会社、立地企業等、様々な関係者の方がそれぞれ重要な役割を担っているものというふうに考えております。

協議会の構成員については港湾管理者が判断をするというものではございますけれども、先ほど協働防護計画作成ガイドラインを作成をするというところで局長からも答弁あったと思いますけれども、国土交通省としては、こうした関係者の声を丁寧に向うようにということで、このガイドラインにもしっかりと記載をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、条文のところという御質問もございましたけれども、港湾労働者につきましては、法律の第五十一条の七第二項第四号に当該港湾の利用者という文言がございますので、こちらに当然含まれておりますし、そうした点につきましても港湾管理者にしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

○白石委員 非常に大事な部分ですので、法文上に、解釈できるんじゃないかと、例示で入れてもい

3)協働防護協定順守の事業者や地方自治体への危機管理向上の他の金銭的な動機付け/サポートは？

いぐらいのことだと思ふんですね。ですから、これは、こういう国会状況ですから、そこを挿入するために修正してもいいぐらいですけれども、それが間に合わないということであれば、必ず、ガイドライン上、作業員の声、労働組合も含めて、ちゃんと例示して入れることを推奨していただきたいんですけれども、大臣の答弁をお願いします。

○中野国務大臣 当然、当該港湾の利用者に港湾労働者、委員御指摘の労働者の方を含む様々な関係者の方が含まれていることについては、今後作成する協働防護計画作成ガイドラインに記載をしまいたいというふうに思っておりますし、また、様々な関係者の声を丁寧に向うようにという趣旨についてもしっかりと記載をしまいたいというふうに考えております。

○白石委員 お願いします。

それでは、協働防護計画で出てきたいろいろな取組があると思ふんですけれども、例えば防潮堤のかさ上げであるとか、あるいは立体駐車場の設置であるとか、こういったこと、これは資金的な負担も生じるわけですね。そういったことに対して、国として事業者への経済的支援というのはどういうものがあるんでしょうか。

○稲田政府参考人 協働防護の取組を進めるに当たりまして、民間事業者が自らの管理施設が直面するリスクを正しく認識をして、主体的に取組を行っていただくことが重要かと思っております。

こういった中で、二〇二二年には、東証プライム市場上場企業に對しまして、気候変動がもたらすリスク等の財務的影響を開示することが義務づ

けられております。これによりまして、気候変動を意識した事業活動が強く求められる状況となつてきておりますし、実際に防潮堤を設置する方針を開示するなどの民間事業者の取組は加速しているものと認識してございます。

その上で、国土交通省としましては、気候変動適応に向けた民間事業者の取組を更に後押しするように、今般の港湾法改正を前提として、協働防護協定の締結等一定の条件を満たした民有護岸の整備に對する固定資産税の特例、これは重要港湾以上で課税標準は五年間、最大二分の一の減免という内容でございますが、こういった支援措置を設けることとしてございます。

これに加えて、民間事業者を更に支援するため、民間事業者のリスク把握に必要な浸水想定計算などに活用可能な協働防護計画作成補助制度、これは補助率の二分の一ということですが、これを港湾管理者に對して設けるという措置を取ってございます。

○白石委員 いろいろな情報的なサポート、そして固定資産税の減免、それだとまだまだ全体に必要な負担からすると少ないんだと思ふんですね。だから、是非ここはいろいろなサポートをしていただきたい。

例えば、防災無線を設置するというようなことが計画に出たら、防災無線みたいなところは国としても補助するとか、そういった補助の在り方を考えていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

○稲田政府参考人 これから協働防護計画の作成

4)緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保のための漁港の利用は？

をやる協議会も開かれますので、そういった中でいろいろなそういう御要望、お声が聞けると思いますが。そういうことをしっかり捉えて、必要な対応につきましては今後検討してまいりたいと思います。

○白石委員　そして、固定資産税の減免は、これは地方公共団体の負担になりますけれども、そこに対しての国のサポートというのはあるんでしょうか。

○稲田政府参考人　先ほど固定資産税の減免についてお答え申し上げましたが、先ほどの特例措置によって生じる地方の減収につきましては、地方交付税による基準財政収入額の算定に反映されるというふうに伺っております。

○白石委員　要するに、それはまた総務省の方から補填される、交付税措置がなされるという確認で、うなずいていらつしやいますけれども、いいですね。

それでは、漁港についてなんですけれども、緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保というところで、この港湾法というのはいろいろなことを想定しています。港湾機能の確保のために、応急復旧をするとか、石材等を活用するとか、民間リソースの活用であるとか、あるいは国からいろいろな情報を提供していくことですから。

こういった危機、高潮だけじゃない、津波とかいうときで、もう使える港湾は全部使うということの中に、やはり漁港も使えるんだったら使うべきだというふうに思うんですけれども、この港湾

法の趣旨、漁港についても適用されるんでしょうか。

○河南政府参考人　お答え申し上げます。

漁港は、漁業の根拠地として整備が行われ供用されているものでございますけれども、これまで、災害発生時には緊急物資等の輸送拠点として活用されてございます。具体的には、平成十七年の福岡県西方沖地震の際には、福岡県福岡市の玄界島、ここで唯一の港でございます玄海漁港が緊急物資の輸送拠点となった事例等がございます。

災害時の緊急物資輸送における漁港の活用につきましては、今般の法改正の趣旨も踏まえまして、引き続き、港湾関係部局等と連携しつつ、しっかりと対応してまいります。

○白石委員　最後になりますけれども、水産庁は漁港も使ってくださいということですが、水産庁は国交大臣、国として、この港湾法で国が司令塔的な情報の中核となつて指示していくことですから、国交省のこれからの災害対応、取組、漁港も含めて、どういうふうに考えていらつしやるでしょうか。

○中野国務大臣　離島、半島等の条件不利地域を始めとして、災害時における被災地支援輸送において、海上ルートの確保は非常に重要でありますし、昨年七月の交通政策審議会の答申におきましては、当然、漁港のみの離島等もございまして、こうしたところも踏まえて、災害時の海上支援ネットワークにおける漁港の活用的重要性というのが示されました。漁港も含めた港の機能を最大限活用した災害対応のための物流、人流ネットワーク

クを、私も、命のみなとネットワークと名づけてまして、取組を進めております。

昨年の七月には、島根県の出雲市で孤立集落が発生をした際に、漁港を活用して、国交省の所有する小型船舶でこうした輸送を行った事例もございますし、港湾と漁港とが連携した緊急物資輸送の訓練も各地域で実施をしているところでございます。

関係機関と連携しつつ、漁港の活用も含めた災害時の海上支援ネットワークの形成を国土交通省としても推進してまいりたいと思います。

○白石委員　お願いいたします。
終わります。